

# 公 示 書

「災害時における人員輸送車両の運行業務に関する協定」の締結を希望する者の公募を次のとおり公示します。

平成22年 3月11日

東北地方整備局長

青山 俊行

## 記

### 1 業務内容

災害時（地震・大雨等の自然災害及び水質事故等による事故災害等）における人員輸送車両の運行業務（運転業務及び運転業務に付随する業務（災害時における緊急的な補助業務を含む。））。

### 2 協定期間

協定締結の日から平成25年3月31日までの間とする。

### 3 協定を希望する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に定める一般労働者派遣事業者又は特定労働者派遣事業者であること。
- (3) 派遣を受ける運転員の資格は、次の各号のいずれにも該当していることとする。
  - ① 原則として、過去1年以内に免許停止処分を受けていないこと。
  - ② 人員の輸送に係る運行業務の実績について3年以上の経験があること又は第二種運転免許を有していること。
- (4) 協定を希望するものが「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。
  - ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）
  - イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類の写し
  - ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（上記書類を提出している者を除く。）

(6) 東北地方整備局管内に本店又は支店・営業所があり、本業務を行おうとする県で、営業を行っていること。

4 協定締結申請書関係説明資料の交付期間、場所及び交付方法

平成22年3月11日から随時、営業を行っている地域（県）に該当する、別紙1に記載の事務所又は東北地方整備局において書面により交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、電話で申し出ること。（着払いにより送付する。）

5 提出書類

(1) 災害時における人員輸送車両の運行業務に関する協定締結申請書（様式1）

(2) 添付書類

① 業務概要書又はこれに類する書類（パンフレット等）（様式2）

② 派遣可能な運転業務従事者数（様式3）

③ 派遣可能な運転業務従事者の運転実績と運転免許証の区分及び種類別内訳（様式3）

④ 料金等の見積書（様式4）

6 協定を締結する者を特定するための審査基準

上記5により提出された書類により審査を行う。

7 協定締結申請書の提出期限、場所及び方法

随時受付とし、本店又は支店、営業所が所在する、本業務を行おうとする地域（県）に該当する、別紙1に記載の事務所又は東北地方整備局に提出すること。

8 その他

(1) 提出された協定締結申請書類は返却しない。ただし、申請書類の撤回は申請書類の提出期限から起算して7日（「休日」は含まない。）以内とする。なお、この場合これを理由に不利益な取扱いはしない。

(2) 問い合わせ先

別紙1に記載の事務所又は東北地方整備局

別紙 1

説明資料交付及び申請書提出場所

青森河川国道事務所

〒030-0822青森市中央三丁目20-38

電話 017-734-4521

担当 総務課長

岩手河川国道事務所

〒020-0066盛岡市上田四丁目2-2

電話 019-624-3131

担当 総務課長

仙台河川国道事務所

〒020-0066仙台市太白区郡山五丁目6-6

電話 022-248-4131

担当 総務課長

秋田河川国道事務所

〒010-0951 秋田市山王一丁目10-29

電話 018-823-4167

担当 総務課長

山形河川国道事務所

〒990-9580 山形市成沢西四丁目3-55

電話 023-688-8421

担当 総務課長

福島河川国道事務所

〒960-8584 福島市黒岩字榎平36

電話 024-546-4331

担当 総務課長

東北地方整備局

〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15

電話 022-225-2171

担当 総務部 契約課 購買係長